## 建設リサイクル法に関する特記仕様書

- 1.本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年 法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)の対象工事であ るため、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施にあたって は、建設リサイクル法に基づいて適正に行うこと。
- 2.本工事の落札者は、建設リサイクル法第12条の規定による書面(1)を監督員に提出し、その内容について説明すること。
  - ( 1:別表1~3のうち工事に該当するもの及び説明書)
- 3.本工事の落札者は、建設リサイクル法第13条の規定による書面(2)を監督員に提出すること。
  - ( 2:別紙1~3のうち工事に該当するもの)
- 4.受注者は、建設リサイクル法第11条の規定による通知のための書面 (3)を監督員に提出すること。
  - (3:再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書)
- 5. 受注者は、再生資源化等が完了したときは、速やかに建設リサイクル 法第 1 8 条の規定による通知のための書面(4)を監督員に提出する こと。
  - ( 4:再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書)
  - ( 1)及び( 2)の書面については松山市のホームページ(総務部契約 課「申請書ダウンロード」)から最新版を入手して作成すること。